4　母子保健対策

(1)基本的な考え方

母子保健は、生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩であり、また、次の世代を健やかに生み育てるための基盤でもあります。思春期から妊娠・出産を通して母性・父性が育まれ、次代を担う子どもたちが健やかに育つことを目指すものです。

本県においては、国が発表した国民運動計画「健やか親子21」を踏まえ、関係者や関係機関・団体が一体となって母子保健事業を推進しています。特に、平成27年度から開始された第2次計画の柱である、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策等はもとより、重点課題である、育てにくさを感じる親に寄り添う支援、妊娠期からの虐待防止対策にも取り組んでいます。

また、平成30年12月には、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「成育基本法」）」により、成育医療等にかかる基本理念、施策の基本となる事項が定められ、さらに、この法に基づいて「成育医療等の提供に関する総合的な推進に関する基本方針（令和3年3月。最終改訂：令和5年3月）」が策定されました。各都道府県の母子保健施策についても、成育基本法及び基本方針を踏まえ、地域の特性に応じた施策の策定及び実施が求められています。

さらに、国では、こども政策を社会のまんなかに据え、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、常にこどもの視点に立った政策を推進する、こども家庭庁が令和5年4月に創設されました。

これに呼応して、本県においても、こども施策を一体的に実施するこども未来局を設置し、切れ目のない施策のより一層の推進を図っています。

(2)現状と課題

①母子保健事業の現状

○　医療水準や生活水準、公衆衛生の向上などにより、乳児・新生児、周産期死亡率は、横ばいか減少傾向となっていましたが、平成23年に乳児・新生児死亡率が大きく上昇しました。その後、死亡要因の検証や対策として研修会を実施することで、全国平均とほぼ同じ水準まで改善がみられており、引き続き、改善に向けた取組の継続が求められます。
※詳細については「第３　３ 周産期医療体制の整備」を参照

○　社会環境の変化に伴い、多様な地域住民のニーズに対応するため、平成9年度から身近で頻度の高い母子保健サービスは市町村で実施し、広域的・専門的サービスは保健所で実施しています。今後も、市町村と保健所がそれぞれの機能の充実を図る必要があります。

○　市町村では、妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、妊娠中の不安の軽減、友達づくりや健康管理のため、妊婦とパートナー等を対象にした教室や相談を実施し、必要な情報や知識を提供しています。

なお、妊娠の届出時期については、徳島県母子保健統計（令和3年度）によると、11週以内が96.1%、28週以上が0.3%でした。

また、県では、妊婦健診等の経過を記載した「共通診療ノート」の普及や活用等により、地域の中核病院と診療所の連携を促進し、診療所医師が参画・支援できる体制を構築しています。

○　市町村では、妊婦健診、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、歯科健診等を実施しています。

平成21年度から県内全市町村において、妊婦健診にかかる公費負担が5回から14回に拡大され、さらに、平成29年度からは多胎妊婦に対する超音波検査が2回追加されました。また、新生児聴覚検査の公費助成についても、平成30年度より実施されています。さらに、令和4年度には、3歳児健診における視覚検査の精度向上を目的とした、屈折検査機器の導入への助成等、支援体制の整備が推進されました。

なお、徳島県母子保健統計（令和3年度）によると、1歳6か月児健診受診率は96.5%、3歳児健診受診率は95.2%という状況です。

○　子育て世帯への相談支援について、平成29年に、妊娠期から子育て期に至るまで、地域において切れ目ない支援体制を構築することを目的とした、子育て世代包括支援センター設置が法定化されて以降、本県においても、23市町村で設置されています。

また、令和4年、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する事業が全市町村で開始されています。面談や産婦健診で把握したニーズに応じて、必要な支援メニューにつなぐこととしており、特に、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業（努力義務）は、県内全市町村で活用できる体制が整備されています。

○　令和4年6月の改正児童福祉法において、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務を行う、子ども家庭総合支援拠点と、子育て世代包括支援センターは、各組織の設立の意義や機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」として設置することが、市町村の努力義務とされました。

○　フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性副腎過形成症及び先天性甲状腺機能低下症は、放置すると知的障がい等の症状をきたすため、県では先天性代謝異常等検査（新生児マス・スクリーニング検査）を実施しています。平成25年度からはタンデムマス法の導入により、検査対象疾患を拡大し、さらに、令和5年には、公費負担の対象疾患ではないが、早期に発見することで適切な治療につなげることが必要とされる7疾患を対象とした拡大新生児マススクリーニングの受検体制が整備されました。今後も先天性代謝異常等の早期発見に努め、早期治療により心身障がいの予防又は軽減を図ります。

○　平成22年度より国を挙げて対策が進められているＨＴＬＶ－１（ヒトＴ細胞白血病等の病気の原因となるウイルス）母子感染対策として、平成23年4月から妊婦に対するＨＴＬＶ－１抗体検査を全額公費負担で実施していますが、今後も周産期医療協議会等の場を活用し、母子感染予防対策の普及啓発を進めるとともに、関係機関の連携強化を図ります。

②性と健康の相談センター事業

成育医療等基本方針では、男女ともに、将来の妊娠のための健康管理に限らず、ライフステージに応じた性や妊娠に関する正しい知識の普及や健康管理を促すプレコンセプションケアを推進することとされています。保健所では、健康教育事業及び相談事業を実施しています。

また、不妊・不育に悩む夫婦等に対し、徳島大学病院内に「徳島県不妊・不育相談室」を設置し、専門相談や情報提供を実施しています。また、流産・死産・人工妊娠中絶を余儀なくされた妊産婦への心のケアや地域でのサポートを産科医療機関施設と連携して取り組む仕組みの構築が急務であり、当相談室においても、専門的知見からの心のケア等の充実を図っています。

③育児不安の軽減と発達障がいや医療的ケア児、虐待予防への対応

近年、核家族化や地域の人間関係の希薄化、育児経験のなさ、育児情報の氾濫等により、妊娠・出産・育児についての不安や悩み・孤立感を持つ親が増加し、育児や虐待等の相談件数は増加傾向にあります。

増加要因の一つには、経済的問題や若年妊婦や特定妊婦の問題も複雑に絡んでおり、妊娠期からの継続した支援や医療施設との情報共有や連携が非常に重要です。

なお、平成28年の母子保健法の改正により、母子保健施策を通じた虐待予防についても定められ、妊娠の届出や乳幼児健診等は、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資することから、児童虐待防止対策との連携をより一層強化することとされています。

このため、安心して子育てができ、子どもの心が健やかに成長できるよう、地域における子育て支援体制の整備を図るとともに、親子の愛着形成への支援、発達障がいへの対応、在宅で医療的ケアが必要な児に対する支援、並びに虐待の予防・早期発見を念頭に置いた子どもの貧困対策や母子保健事業の展開及び関係者間のネットワークを構築する必要があります。

④子どもの健康づくりへの対応

近年、食生活の変化・社会環境等の変化から、子どもの生活習慣の乱れが指摘されており、小児肥満や脂質異常症など生活習慣病の危険因子を持つ子どもが増加傾向にあります。これらに対応するため、保健指導を充実し、予防対策を推進する必要があります。

また、スマートフォンの保有率の上昇や使用年齢の低年齢化に伴い、ネットやゲームの利用時間が増えている中、子どもの心と体にもたらす影響が懸念されます。特に、視力低下や活動量の低下、睡眠不足による精神的な障がいの発症、ネット・ゲーム依存につながらないために、正しい知識の啓発や教育と連携した保健指導などを推進する必要があります。

⑤思春期保健対策

学童期・思春期は健康に関する様々な情報に自ら触れ、行動を選択しはじめる、生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期であることから、性に関すること、肥満や痩せなど自身の身体に関すること、メンタルヘルスに関すること、がん（特に子宮頸がん、乳がん等）に関することなど、健康教育の充実に資する様々な知識を身につけるための積極的な取組が求められます。このため、生命の尊さやお互いを思いやる気持ちの大切さといった基本的な考え方に基づいた性に関する教育や将来の母性、父性の涵養のための体験学習・健康教育の実施、相談体制の整備等を学校保健と連携しながら進める必要があります。

⑥ライフプラン教育の推進

近年、結婚年齢や妊娠・出産年齢の上昇に伴う、特定不妊治療を受ける方の増加や治療年齢の上昇などを背景に、不妊に悩む方への支援が求められています。希望する妊娠・出産を実現するためには、まず妊娠等に関する正しい知識を持つことが第一歩であり、男性も含めたライフプラン教育により、正しい知識を広く普及･啓発する必要があります。

(3)施策の方向

①母子保健に関する普及啓発

次代を担う子どもを安心して生み育てるため、また、生涯を通じた健康を守るためには、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り健康管理を促すプレコンセプションケアの推進が重要であり、思春期から妊娠・出産・育児期、さらには更年期までのライフステージに応じた適切な保健指導と相談体制の整備を図ります。

②市町村母子保健事業の促進

市町村単位で、妊娠期や産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊産婦健診及び産婦健診や、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を地域格差が生じないよう推進を図ることで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。また、妊娠前からの望ましい健康管理を促すプレコンセプションケアを啓発するため、妊娠届出時や母子保健事業実施の際に適切な指導・支援が行えるよう連携を図ります。

さらに、今後市町村において設置予定のこども家庭センター等の機能の整備を図るとともに、地域の関係機関、医療機関等との連携強化及び相談体制の整備の推進を図ります。

③保健所における専門的母子保健事業の充実強化

思春期保健対策事業等を含む子どもの健康支援事業、性と健康の相談支援事業について、市町村、学校関係者等と連携を図りながら、地域の実情に即した対応を行っていきます。また、虐待に関して予防、早期発見、フォロー等迅速に対応するため、こども女性相談センター、発達障がい者総合支援センター等の関係機関と連携を図りながらネットワークを構築し、充実強化を図ります。

④母子保健統計の活用

市町村において実施されている母子保健事業に関する情報を保健所において収集・分析・還元することにより、有効かつ的確な地域母子保健対策の推進を図ります。

⑤医療費助成事業の充実

子どもはぐくみ医療費助成事業、小児慢性特定疾病医療費助成、自立支援医療（育成医療）、未熟児養育医療等、医療費助成事業の充実により、子どもの疾病の早期発見・早期治療及び病児を抱える保護者の経済的負担の軽減を図ります。

⑥不妊・不育に悩む夫婦等に対する支援及びライフプラン教育の推進

不妊・不育について悩む夫婦等に対し、専門スタッフによる適切な相談体制の充実を図るとともに、徳島県こうのとり応援事業（不育症検査費用助成事業・妊孕性検査支援事業）を推進します。

また、若い世代に妊娠等に関する正しい知識を普及するため、ライフプラン教育を推進します。

⑦小児期からの正しい生活習慣の獲得の推進

正しい生活習慣は小児期から身につけることが大切であり、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、県下の子どもたちの状況を把握するとともに、データを分析・活用することなどにより、子どもたちの健全な発育・発達を促し、小児期からの正しい生活習慣の獲得の推進を図ります。

⑧周産期医療対策

「第３　３ 周産期医療体制の整備」を参照